

喜多方市多世代同居住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世代間の支え合いによる子育てや高齢者の見守り環境の充実などを図り、持続性の高い地域コミュニティを構築することを目的として、市内に住宅を取得し多世代で同居する者に対し、予算の範囲内において喜多方市多世代同居住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専ら自己の居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上の家屋で、玄関、居室、浴室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えるもの（当該住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）をいう。
- (2) 子 基準日において同一世帯に義務教育終了前の子供のいる者又は満40歳未満である者をいう。
- (3) 親 子又は配偶者の直系尊属である者をいう。
- (4) 多世代同居 子が親と同一の住宅に居住することをいう。ただし、子が居住する住宅と親が居住する住宅（賃貸住宅は除く。）とのそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離が100m以内にある場合は、多世代同居とみなす。
- (5) 基準日 所有権保存登記日又は所有権移転登記日をいう。
- (6) 新築 建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項の規定による検査済証の発行日から起算して2年を経過していないものであり、かつ、過去に居住の用に供されたことのないものをいう。
- (7) 中古 建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項の規定による検査済証の発行日から起算して2年を経過しているもの又は過去に居住の用に供されたことのあるものをいう。
- (8) 定住 基準日以後10年以上継続して生活の本拠を置くことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 新築又は中古の住宅を取得し多世代同居する子。ただし、当該住宅の所有権が共有に属するときは、子及びその配偶者の持分合計が2分の1以上ある場合に限り、当該共有者の内から選任された代表者1人が補助金の交付を受けることができる。
- (2) 前号の住宅に多世代同居による定住を誓約すること。
- (3) 多世代同居する世帯の者全員が、市税等を滞納していないこと。
- (4) 国又は地方公共団体による本事業と同様の補助金及び公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと。

- (5) 居住地の自治会（行政区）に加入し、地域活動への協力を誓約すること。
- (6) 多世代同居する世帯の者全員が、喜多方市暴力団排除条例（平成 24 年喜多方市条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象住宅）

第 4 条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に所在していること。
- (2) 新たに住宅の新築又は売買に係る契約を締結し取得した住宅であり、かつ、現に居住の用に供していること。
- (3) 所有権保存登記又は所有権移転登記を完了し、かつ、補助対象者及びその配偶者の所有権持分の合計が 2 分の 1 以上であること。
- (4) 相続、贈与等により対価を伴わずに取得したものではないこと。
- (5) 補助対象者又はその配偶者の 3 親等以内の親族から取得したものではないこと。
- (6) 別荘その他の一時的な利用に供するものではないこと。

（補助対象経費等）

第 5 条 区分、補助対象経費、補助率、補助基本額、配偶者加算額、子育て加算額及び市内建築事業者加算額は別表第 1 に掲げるとおりとする。

- 2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 配偶者加算額及び子育て加算額は、基準日現在で判定するものとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるとおり申請するものとする。

- (1) 新築住宅にあつては、基準日から起算して 6 月以内に、喜多方市多世代同居住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表第 2 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (2) 中古住宅にあつては、基準日から起算して 1 年以内に、喜多方市多世代同居住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表第 3 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、予算の範囲内で交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付に関して必要な条件を付することができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第 8 条 市長は、前条第 1 項の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 当該補助事業により取得した住宅を基準日以後 10 年未満で取壊し、貸与又は売却

したとき。

- (2) 基準日以後 10 年未満で当該補助事業により取得した住宅から転居又は転出したとき。ただし、やむを得ない事情により、世帯の一部が転出した場合を除く。
- (3) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。
- (4) この要綱又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の請求)

第 9 条 第 7 条第 1 項の通知を受けた者は、速やかに喜多方市多世代同居住宅取得支援事業補助金請求書（様式第 2 号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第 10 条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに申請者に支払わなければならない。

(報告及び調査)

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、第 7 条第 1 項の通知を受けた者等に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第 12 条 市長は、第 8 条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき、又はその他の事由により既に交付された補助金の額が交付すべき額を超えていることが判明したときは、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、基準日が令和 2 年 4 月 1 日以降のものから適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

区分	補助対象 経費	補助率	補助基本額	配偶者加算額	子育て加算額	市内建築 事業者 加算額
新築	住宅の取 得費※1	1 / 5 以内	20 万円	20 万円	義務教育終了 前の子供 1 人 につき 20 万 円(限度額 80 万円)	30 万円
中古		1 / 2 以内	10 万円	10 万円	義務教育終了 前の子供 1 人 につき 10 万 円(限度額 40 万円)	

※1 所有権が共有に属している場合は、補助対象者及びその配偶者の持分合計を乗じた額とする。

別表第 2（第 6 条関係）

添 付 書 類	
1	建築確認済証の写し（建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の区域外の地域においては、建築工事届の写し）
2	検査済証の写し（建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の区域外の地域においては、引渡日の確認ができる書類の写し）
3	図面（位置図、配置図、平面図、立面図）
4	工事請負契約書又は売買契約書の写し
5	領収書の写し又は支払済額がわかる書類
6	写真（着工前、完了後）
7	全部事項証明書（建物）の写し
8	親と子が居住するそれぞれの住宅の敷地がわかる全部事項証明書（土地）の写し（親と子が同一の住宅に居住していない場合のみ）
9	誓約書（様式第 3 号）
10	印鑑登録証明書
11	代表者選任届（共有名義の場合のみ）（様式第 4 号）
12	世帯全員分の住民票の写し
13	戸籍全部事項証明書（謄本）の写し
14	親と子の世帯全員分の市税完納証明書 （転入の場合は転入前市町村が発行する世帯全員分の完納証明書又は納税証明書）
15	住民基本台帳確認同意書（様式第 5 号）
16	その他市長が特に必要と認める書類

別表第3（第6条関係）

添付書類	
1	図面（位置図、平面図）
2	売買契約書の写し
3	領収書の写し又は支払済額がわかる書類
4	写真
5	全部事項証明書（建物）の写し
6	親と子が居住するそれぞれの宅地がわかる全部事項証明書（土地）の写し（親と子が同一の住宅に居住していない場合のみ）
7	誓約書（様式第3号）
8	印鑑登録証明書
9	代表者選任届（共有名義の場合のみ）（様式第4号）
10	世帯全員分の住民票の写し
11	戸籍全部事項証明書（謄本）の写し
12	親と子の世帯全員分の市税完納証明書 （転入の場合は転入前市町村が発行する世帯全員分の完納証明書又は納税証明書）
13	住民基本台帳確認同意書（様式第5号）
14	その他市長が特に必要と認める書類